

## ○福島市上下水道局鉛製給水管取替工事補助金交付要綱

平成 20 年3月 27 日 水道局要綱第2号

改正 平成 26 年 11 月1日 水道局要綱第5号

改正 平成 28 年3月 25 日 水道局要綱第4号

改正 令和3年4月1日 水道局要綱第7号

改正 令和4年4月1日 水道局要綱第 26 号

改正 令和7年4月1日 上下水道局要綱第1号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、給水装置に使用されている鉛製給水管(以下「鉛管」という。)の解消を促進し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的とし、当該取替工事に必要な経費の全部又は一部を、年度予算の範囲内で補助する鉛製給水管取替工事補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象となる工事)

第2条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げる給水装置工事とする。

- (1) 道路内配水管の取付口から宅地内第1止水栓までの間に存在する鉛管を福島市水道条例施行規程(昭和 55 年水道事業管理規程第4号。以下「規程」という。)第6条第1項又は第2項に規定する給水管に取替える工事
- (2) 宅地内第1止水栓の矢先から給水用具までの間に存在する鉛管を水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第6条に規定する構造及び材質に適合した給水管に取替える工事。ただし、新築や全面建て替えなどの工事は除くものとする。

### (補助金を受けようとする者の資格)

第3条 補助金を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 前条第1号又は第2号に規定する工事(以下「対象工事」という。)をしようとする住居等の所有者であること。
- (2) 市税、上下水道料金を滞納していないこと。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に定める額とする。ただし、対象工事費は、福島市上下水道局において積算した額の範囲とする。

- (1) 第2条第1号に規定する工事にあつては、対象工事費全額とする。
- (2) 第2条第2号に規定する工事にあつては、対象工事の2分の1に相当する額(1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、1戸5万円を限度とする。
- (3) 前2号に規定する工事を同時施行する場合の補助金の交付額は、それぞれについて計算し合算するものとする。

### (補助の申込み)

第5条 申込者は、規程第9条に規定する給水装置工事施行承認申込書の提出の際に、鉛製給水管取替工事補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、福島市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出するものとする。

- (1) 申込者の前年度の納税証明書
- (2) 対象工事見積書の写し
- (3) 鉛管の存在がわかる写真
- (4) 工事平面・横断面図
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付可否決定)

第6条 管理者は、申込者からの補助の申込みがあったときは、補助金の交付可否を決定し、鉛製給水管取替工事補助金交付可否決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を申込者に通知するものとする。

(補助申込み内容の変更)

第7条 申込者が、補助申込み内容を変更するときは、鉛製給水管取替工事補助金交付変更申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(補助申込みの取消し)

第8条 申込者は、補助申込みを取り消したいときは、鉛製給水管取替工事補助金交付申請取消届(様式第4号)を管理者に提出するものとする。この場合において、既に決定通知書を受けているときは、決定通知書を添付するものとする。

(補助金交付対象工事完了届)

第9条 申込者は、対象工事のしゅん工検査が終了し、福島市上下水道局給水装置工事検査要綱(昭和 62 年水道局要綱第1号)第7条に規定する給水装置しゅん工検査通知書(以下「検査通知書」という。)を受理してから 30 日以内に、鉛製給水管取替工事補助金交付対象工事完了届(様式第5号。以下「完了届」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出するものとする。

- (1) 対象工事費の内訳がわかる書類
- (2) 決定通知書の写し
- (3) 検査通知書の写し
- (4) しゅん工図の写し
- (5) 鉛管を撤去又は廃止したことがわかる写真
- (6) 工事平面・横断面図

(補助金の額の決定)

第10条 管理者は申込者から前条の規定に基づく完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、鉛製給水管取替工事補助金確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により申込者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 申込者は、確定通知書を受理した後、速やかに請求書に確定通知書の写しを添えて、管理者へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 管理者は、申込者から前条に基づく請求書が提出されたときは、補助金を申込者の指定した口座に振替払いするものとする。

(補助金の交付取消し)

第 13 条 管理者は、申込者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、直ちに補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助の対象となった工事以外の用途に使用したとき。
- (4) 対象工事中に建物が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失し、当該建物の給水装置が撤去されたとき。
- (5) 対象工事中に建物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。
- (6) その他管理者が必要と認めたとき。

(庶務)

第 14 条 この要綱の施行に係る庶務は、給水課において行う。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。